

成約報告および成約情報の変更・削除について

公益財団法人東日本不動産流通機構

標記の件、当機構に対して、成約情報の変更・削除等についての問い合わせが増えています。レインズへの成約報告および成約情報の変更・削除は、以下のように行うこととなっておりますので、改めてご確認をいただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 成約報告

- (1) 会員は、宅地建物取引業法第34条の2第7項、同法施行規則第15条の11およびレインズ利用規程第10条の定めに基づいて、レインズに登録している物件の不動産取引の契約締結後、速やかにレインズへ成約の報告をしなければなりません。
- (2) 一般媒介契約の場合、取引を仲介した会員が成約報告をし、他の会員は物件削除をおこなってください。

2. 成約事例の変更・削除

- (1) 成約報告をした後に契約の解除が発生した場合、所属するサブセンターに申し出て、削除を行ってください。成約報告の内容に誤りがある場合もサブセンターに申し出て、正しい内容に変更してください。
- (2) 機構の成約情報は、統計の作成、また売却や購入等の検討をしている顧客に対して価格査定を行う場合に利用される重要なものです。会員が売却・購入を行った際、「見られたくない」「(事業を行う際に)原価を知られたくない」等の意向があるだけで削除することはできません。

以上

(参考)

○「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」

第34条の2 5. 指定流通機構への成約情報の通知について

指定流通機構が公表している平均取引価格等の市況情報は、宅地建物取引業者が指定流通機構に通知する成約情報に基づき作成され、不動産流通の円滑化に重要な役割を果たしている。宅地建物取引業者はこうした成約情報の通知の重要性を認識し、通知義務の履行を徹底すること。